

千葉県国際総合水泳場管理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例（平成十七年千葉県条例第七十二号。以下「条例」という。）第四条及び第十一条の規定により、千葉県国際総合水泳場（以下「水泳場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の告示）

第二条 知事は、条例第一条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（開場時間）

第三条 水泳場の開場時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて開場時間を変更することができる。

（休場日）

第四条 水泳場の休場日は、次の各号に掲げる日とする。

一 定期休場日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

二 年始休場日 一月一日から四日まで

三 年末休場日 十二月二十八日から三十一日まで

四 臨時休場日 特別の事情により、指定管理者が休場を必要と認めて、知事の承認を受けて定めた日

2 前項の休場日であっても、指定管理者は、特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて、水泳場の全部又は一部を開場することができる。

（専用使用の許可）

第五条 水泳場の施設を専用使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、利用開始の日の三日前までに千葉県国際総合水泳場専用使用許可申請書（別記第一号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の規定による許可をしたときは、申請者に対し、千葉県国際総合水泳場専用使用許可書（別記第二号様式）を交付するものとする。

4 第一項の許可には、水泳場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（共同使用の承認）

第六条 水泳場の施設を利用しようとする者は、入場券（別記第三号様式）の交付を受けることにより、水泳場の施設の共同使用の承認を受けたものとする。

2 水泳場の施設の共同使用に係る回数利用料金を納付して回数券（別記第四号様式）の交付を受けた者は、当該回数券一枚につき十一回分の入場券の交付を受けることができる。

（仮設の売店の利用許可）

第七条 水泳場内に仮設の売店を設置して物品を販売しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（利用者の遵守義務）

第八条 水泳場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 水泳場を損傷し、又は汚損しないこと。

二 他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

三 その他指定管理者の指示に従うこと。

（利用許可の取消し等）

第九条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条から第七条までの規定による許可若しくは承認を取り消し、又は水泳場の利用の停止を命ずることができる。

- 一 虚偽の利用許可の申請をしたとき。
- 二 第五条第四項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 三 前条の規定に違反したとき。

(損害の賠償)

第十条 利用者が、その故意又は過失により水泳場の施設又は器具を滅失し、又は汚損したときは、知事の指示するところにより、これを原状に復さなければならない。この場合において、滅失し、又は汚損した水泳場の施設又は器具を原状に復することができないときは、知事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(知事が管理する場合の特例)

第十一条 条例第十条第一項の規定により知事が水泳場の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条第二項、第四条、第五条又は第七条から第九条までに規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定並びに別記第一号様式及び第二号様式の規定の適用については、第三条第二項、第四条第一項第四号及び第二項、第五条第一項から第三項まで、第七条第一項、第八条第三号並びに第九条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第三条第二項中「知事の承認を受けて開場時間」とあるのは「開場時間」と、第四条第一項第四号中「知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けて、水泳場」とあるのは「水泳場」と、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該専用使用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該設置について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、別記第一号様式及び第二号様式中「千葉県国際総合水泳場指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

- 2 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に第五条に規定する業務が含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなった日において現に同条第二項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定により知事に対して行っている許可の申請とみなす。
- 3 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第五条第一項及び第七条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該専用使用について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該設置について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 4 前項の場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により知事に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請とみなす。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、水泳場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に国際総合水泳場管理規則等を廃止する規則（令和四年千葉県教育委員会規則第十三号）による廃止前の国際総合水泳場管理規則（平成八年千葉県教育委員会規則第二号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

千葉県国際総合水泳場専用使用許可申請書

年 月 日

千葉県国際総合水泳場指定管理者 様

団 体 名
申請者 代表者氏名

千葉県国際総合水泳場管理規則第 5 条第 2 項の規定により、千葉県国際総合水泳場の施設の専用
使用の許可を申請します。

責任者の役職、 氏名、年齢及び 電話番号	役 職 氏 名 年 齢 歳 電話番号
使用しようとする プール等の種類	メインプール 全面・2コース サブプール 全面・2コース 飛込みプール 初心者用プール
使 用 日 時	年 月 日 午前後 時 分から 年 月 日 午前後 時 分まで
使 用 目 的	
使用しようとする 団体員の職業、 年齢、性別及び人員	1 職 業 2 年 齢 歳から 歳まで
備 考	

千葉県国際総合水泳場専用使用許可書

年 月 日

様

千葉県国際総合水泳場指定管理者

千葉県国際総合水泳場管理規則第5条第1項の規定により、千葉県国際総合水泳場の施設の専用使用を許可します。

使用を許可する プール等の種類	メインプール 全面・2コース サブプール 全面・2コース 飛込みプール 初心者用プール
使用日時	年 月 日 午 ^前 後 時 分から 年 月 日 午 ^前 後 時 分まで
使用目的	
条 件	
備 考	

第三号様式
(第六条第一項)
(その一)

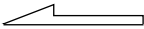
(表)

プール・トレーニング室入場券

一般

男性

千葉県国際総合水泳場



矢印の方向にお入れください。

(裏)

ご注意

1

入場・退場及び超過料金の精算の際、本券をカード受け入れ口へ入れてください。

2

本券は磁気を使用していますので、折り曲げたり、汚したり、磁気にふれたりすると使えなくなることがあります。

3

本券の再発行、払い戻し、換金はできません。

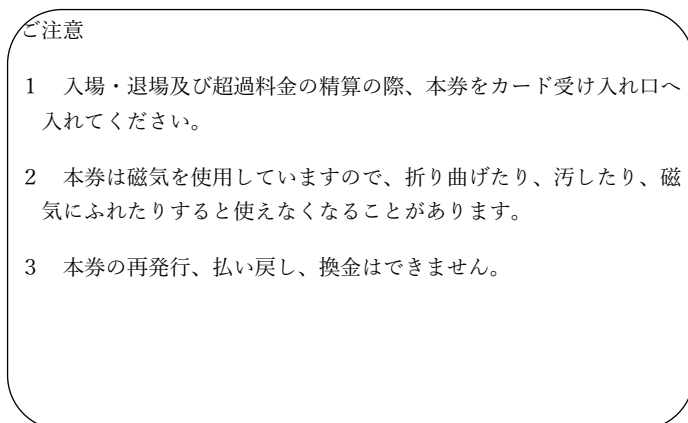
備考 寸法は縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

(その二)

(表)



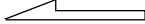
(裏)



備考 寸法は縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

(その三)

(表)

プール入場券	
	中学生以下 男性
千葉県国際総合水泳場	
	矢印の方向にお入れください。

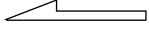
(裏)

ご注意
1 入場・退場及び超過料金の精算の際、本券をカード受け入れ口へ入れてください。
2 本券は磁気を使用していますので、折り曲げたり、汚したり、磁気にふれたりすると使えなくなることがあります。
3 本券の再発行、払い戻し、換金はできません。

備考 寸法は縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

(その四)

(表)

プール入場券	
	中学生以下 女性
千葉県国際総合水泳場	
	矢印の方向にお入れください。

(裏)

ご注意
1 入場・退場及び超過料金の精算の際、本券をカード受け入れ口へ入れてください。
2 本券は磁気を使用していますので、折り曲げたり、汚したり、磁気にふれたりすると使えなくなることがあります。
3 本券の再発行、払い戻し、換金はできません。

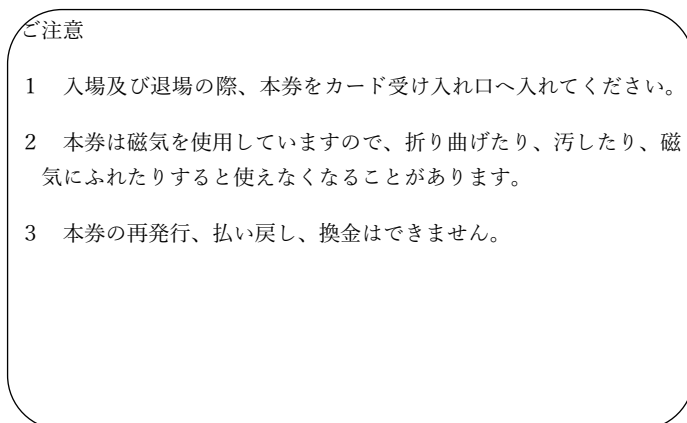
備考 寸法は縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

(その五)

(表)



(裏)



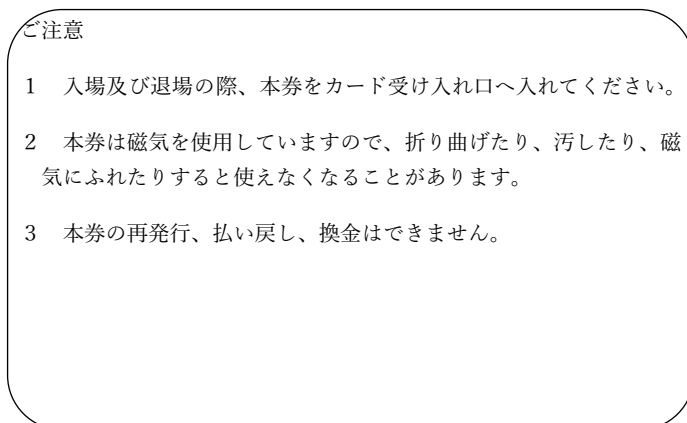
備考 寸法は縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

(その六)

(表)



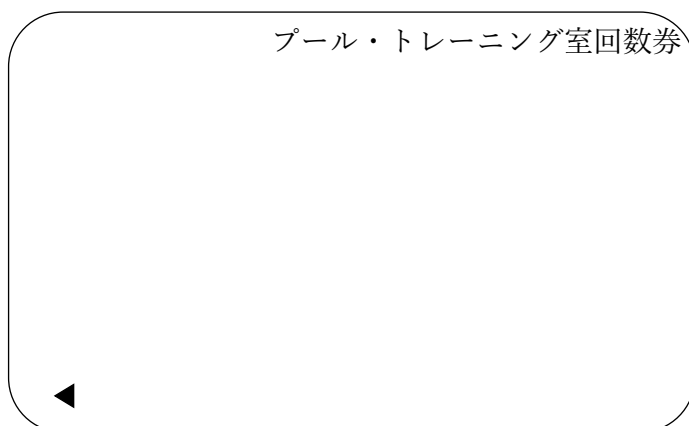
(裏)



備考 寸法は縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

第四号様式
(第六条第二項)
(その一)

(表)



(裏)

ご注意

- 1 本券は、千葉県国際総合水泳場以外では使用できません。
- 2 本券で、プール・トレーニング室入場券の交付を受けてください。
- 3 本券は磁気を使用していますので、折り曲げたり、汚したり、磁気にふれたりすると使えなくなることがあります。
- 4 本券の再発行、払い戻し、換金はできません。

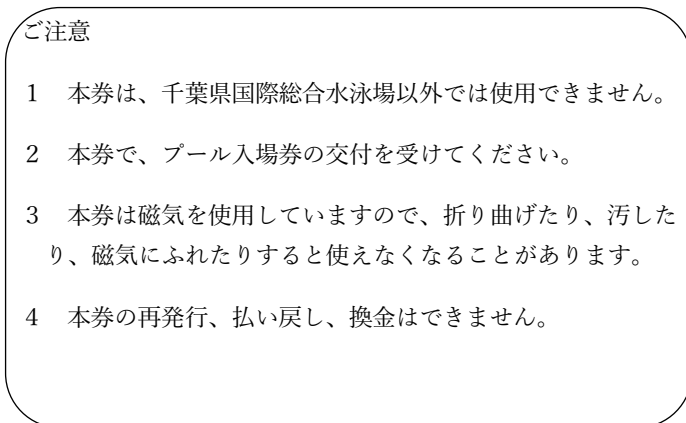
備考 寸法は縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

(その二)

(表)



(裏)



備考 寸法は縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。